

広島市報

定期第1022号
平成27年7月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市区の設置等に関する条例及び広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第38号）..... 4
- 市長等の給与の特例に関する条例（第39号）..... 4
- 広島市市税条例等の一部を改正する条例（第40号）..... 4
- 広島市保育園条例の一部を改正する条例（第41号）..... 9
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第42号）..... 9
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（第43号）..... 11
- 市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（第44号）..... 11

規 則

- 地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則（第57号）..... 11
- 広島市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（第58号）..... 12

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定..... 12
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 12
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定..... 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定..... 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止..... 13

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定..... 13
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可の申請..... 13
- 平成27年第3回広島市議会定例会の招集..... 14
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可の申請..... 14
- 開発行為に関する工事の完了 2件..... 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止..... 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 16
- 公印の印影印刷..... 16
- 自転車等の所有権の取得..... 16
- 開発行為に関する工事の完了..... 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定..... 16
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託..... 16
- 出納員の事務の一部委任 2件..... 17
- 開発行為に関する工事の完了..... 17
- 放置自転車等の撤去..... 18
- 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱の改正..... 18
- 公共下水道の供用開始..... 20
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始..... 20
- 農業集落排水処理施設の供用開始..... 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止..... 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止..... 21

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....21	○路上駐車場の休止.....32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2 件.....22	○出納員の事務の一部委任.....32
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....22	○市営店舗の使用料の変更.....32
○自転車等の所有権の取得.....22	○放置自転車等の撤去（中区）.....33
○開発行為に関する工事の完了.....22	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....33
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止.....22	○放置自転車等の撤去（中区） 4 件.....33
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....23	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....33
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....23	○放置自転車等の撤去（中区）.....33
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....23	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....34
○道路法による市道の路線の廃止.....23	○放置自転車等の撤去（中区）.....34
○道路法による市道の路線の認定.....24	○道路の区域変更（中区）.....34
○道路の区域決定.....25	○道路の供用開始（中区）.....34
○道路の供用開始.....27	○放置自転車等の撤去（中区）.....34
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分の変更.....28	○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....34
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域の変更.....29	○放置自転車等の撤去（中区） 7 件.....34
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更.....29	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....35
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更 4 件.....29	○放置自転車等の撤去（中区） 2 件.....35
○平成 23 年広島県告示第 521 号で指定された広島農業振興地域の区域変更.....30	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....35
○広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度の変更.....31	○放置自転車の撤去（東区） 5 件.....36
	○放置自転車等の撤去（南区）.....36
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....36
	○放置自転車等の撤去（南区） 3 件.....36
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....36
	○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....37
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....37
	○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....37
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....37
	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（西区）.....37
	○放置自転車等の撤去（西区） 6 件.....37
	○路線名等を定める法定外公共物の廃止（西区）.....38
	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）.....38
	○放置自転車等の撤去（西区）.....38
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....38
	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）.....38

- 建築基準法による道路の位置の変更（安佐南区）.....39
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 3件.....39
- 道路の区域変更（安佐南区）.....39
- 道路の供用開始（安佐南区）.....39
- 市街化区域内の里道の廃止（安佐南区）.....40
- 道路の区域変更（安佐南区）.....40
- 道路の供用開始（安佐南区）.....40
- 屋外広告物法による屋外広告物の除却保管（安佐南区）.....40
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件.....40
- 大原台町内会の告示事項の変更（安佐南区）.....40
- 建築基準法による道路の位置の変更（安佐南区）.....41
- 瀬戸内苑団地自治会の告示事項の変更（安佐南区）.....41
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....41
- 道路の区域変更（安佐北区）.....41
- 道路の供用開始（安佐北区）.....41
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....41
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....42
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....42
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区）.....42
- 道路の区域変更（安佐北区）.....42
- 道路の供用開始（安佐北区）.....42
- 名原自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....42
- 三日市町内会の告示事項の変更（安佐北区）.....43
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....43
- 道路の区域変更（安佐北区）.....43
- 道路の供用開始（安佐北区）.....43
- 道路の区域変更（安佐北区）.....43
- 道路の供用開始（安佐北区）.....43
- 氏之原自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....44
- 小野原中自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....44
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....44
- 道路の区域変更（安佐北区）.....44
- 道路の供用開始（安佐北区）.....44
- 道路の区域変更（安佐北区）.....44
- 道路の供用開始（安佐北区）.....45
- 道路の区域変更（安佐北区）.....45
- 道路の供用開始（安佐北区）.....45

- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....45
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....45
- 簡瀬親和会の告示事項の変更（安佐北区）.....45
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安芸区）.....46
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....46
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....46
- 一定の複数建築物に対する特例の認定（安芸区）.....46
- 放置自転車の撤去（安芸区）.....46
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....46
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....46
- 道路の区域変更（佐伯区）.....46
- 道路の供用開始（佐伯区）.....47
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....47
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....47
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....47
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....47
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....48
- 道路の区域変更（佐伯区）.....48
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....48

区 告 示

- 自動車臨時運行許可番号標の失効（中区）.....48
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（南区）.....48
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）.....48
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安佐南区）.....49
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安佐南区）.....49
- 広島市国民健康保険被保険者証の無効（佐伯区）.....51

公 告

- 第一種市街地再開発事業の終了の認可.....51
- 広島農業振興地域整備計画の変更.....51

選 管 告 示

- 平成27年6月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....52
- 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....52

教 委 告 示

- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....57

監査公表

- 定期監査及び行政監査結果公表.....57
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表 2 件.....57
- 定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表.....59
- 定期監査及び行政監査結果公表.....59
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表 2 件.....59
- 定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表.....60
- 定期監査及び行政監査結果公表 3 件.....61
- 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表.....62
- 「定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表」の誤びゅう訂正.....63

監査告示

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示.....63

職員共済組合公告

- 平成 26 年度決算の要旨.....63

条 例

広島市条例第 38 号
平成 27 年 6 月 29 日

広島市区の設置等に関する条例及び広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市区の設置等に関する条例及び広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「石内上一丁目」の右に「石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目、石内東四丁目」を加える。

- (1) 広島市区の設置等に関する条例（昭和 54 年広島市条例第 54 号）別表佐伯区の項
- (2) 広島市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年広島市条例第 61 号）別表佐伯区の項

附 則

この条例は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

広島市条例第 39 号
平成 27 年 6 月 29 日

市長等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

市長等の給与の特例に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 30 日広島

市条例第 61 号）第 2 条第 1 号に規定する市長等に支給する平成 27 年 7 月分から平成 31 年 3 月分までの給料の額は、同条例の規定にかかわらず、同条例別表に定めるそれぞれの給料月額から、同給料月額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、本則の規定は、当該旧教育長についても適用する。この場合において、本則中「特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月 30 日広島市条例第 61 号）第 2 条第 1 号に規定する市長等」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長」と、「平成 31 年 3 月分」とあるのは「平成 29 年 3 月分」と、「同条例の」とあるのは「広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例（平成 27 年広島市条例第 27 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による改正前の広島市教育長の給与等に関する条例（昭和 28 年広島市条例第 18 号）の」と、「同条例別表に定めるそれぞれの」とあるのは「同条例第 3 条に定める」とする。
- 3 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

広島市条例第 40 号
平成 27 年 6 月 29 日

広島市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市税条例等の一部を改正する条例

（広島市市税条例の一部改正）

第 1 条 広島市市税条例（昭和 29 年広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 57 条中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に、「第 4 号」を「第 5 号」に、「第 5 号及び第 6 号」を「第 4 号及び第 5 号」に改め、第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「供めた」を「供し始めた」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 58 条中「同条同項本文」を「同項本文」に、「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 4 号及び第 5 号」を「第 3 号及び第 4 号」に改め、第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 59 条中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に改め

る。

附則第5条の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第8条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る特例)

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(同条第13項の規定により当該申告特例通知書の送付がなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の場合において、所得割の納税義務者は、第36条の2第4項の規定にかかわらず、同項の寄附金税額控除額(前項に規定する寄附金に係るものに限る。)の控除に係る申告書を提出することを要しない。

附則第11条の2中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする

附則第11条の2に次の1項を加える。

11 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第12条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第20条の3の3第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第20条の3の4の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第20条の3の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月

31日までの間に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第82条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第82条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第82条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第20条の4を次のように改める。

第20条の4 削除

(広島市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 広島市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年広島市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち広島市市税条例第23条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条例第31条第2項の表第1号オの改正規定を削り、同条例第34条の4の2第1項の改正規定の次に次のように加える。

第34条の7中「施行令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)」に改める。

第1条のうち広島市市税条例附則第20条の3の4の次に1

条を加える改正規定を次のように改める。

附則第 20 条の 3 の 5 第 3 項中「附則第 30 条 3 項」を「附則第 30 条 5 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条 2 項」を「附則第 30 条 4 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条 第 1 項」を「附則第 30 条 第 3 項」に、「初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条第 2 号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

第 82 条第 2 号ア(イ)	3, 900 円	4, 600 円
第 82 条第 2 号ア(ウ)	6, 900 円	8, 200 円
	1 万 800 円	1 万 2, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 1 項第 4 号中「第 31 条第 2 項」を「第 34 条の 7」に、「の改正規定、同条例附則第 20 条の 3 の 4 の次に 1 条を加える」を「並びに附則第 20 条の 3 の 5 の」に、「附則第 20 条の 3 の 5」を「附則第 20 条の 3 の 5 第 1 項」に改める。

附則第 17 項中「附則第 20 条の 3 の 5」を「附則第 20 条の 3 の 5 第 1 項」に改める。

附則第 18 項中「附則第 20 条の 3 の 5」を「附則第 20 条の 3 の 5 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第 19 項中「第 82 条及び」を「第 82 条第 2 号及び」に、「附則第 20 条の 3 の 5」を「附則第 20 条の 3 の 5 第 1 項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中広島市市税条例第 33 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定並びに次項の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中広島市市税条例附則第 5 条の 2 第 1 項及び第 20 条の 4 の改正規定並びに附則第 10 項から第 23 項までの規定 平成 28 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第 33 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 10 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第 57 条及び第 59 条並びに附則第 12 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 11 条の 2 第 5 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 18 項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

6 新条例附則第 11 条の 2 第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に締結される新法附則第 15 条第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難部分に限る。）に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第 11 条の 2 第 7 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に締結される新法附則第 15 条第 31 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第 11 条の 2 第 11 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築される新法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第 20 条の 3 の 5 の規定は、平成 28 年年度分の軽自動車税について適用する。

10 附則第 1 項第 2 号に定める日前に課した、又は課すべきであった第 1 条の規定による改正前の広島市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

11 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 9 5 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1, 000 本につき 2, 925 円
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1, 000 本につき 3, 355 円
- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1, 000 本につき 4, 000 円

12 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の施行規則（以下「平成27年改正前の施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 13 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 14 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 16 附則第13項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条各号列記以外の部分	第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項	第83条第2項
	又は第126条	若しくは第126条又は広島市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年広島市条例第40号。以下この条及び次章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第15項
第19条第2号	又は第98条第1項若しくは第2項、	又は
	の申告書に	若しくは平成27年改正条例附則第14項の申告書に
第19条第3号	又は第98条第1項若しくは第2項、	若しくは
	（次号	又は平成27年改正条例附則第15項の納期限後に提出した申告書に係る税額（次号
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第14項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項

- 17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第13項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 18 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定

する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

19 附則第 1 4 項から第 1 7 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第 1 4 項	前項	附則第 1 8 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 2 9 年 5 月 1 日
附則第 1 5 項	前項	附則第 1 9 項において準用する前項
	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 2 9 年 1 0 月 2 日
附則第 1 6 項の表以外の部分	附則第 1 3 項	附則第 1 8 項
	前 3 項	同項及び附則第 1 9 項において準用する前 2 項
附則第 1 6 項の表第 1 9 条各号列記以外の部分の項	附則第 1 5 項	附則第 1 9 項において準用する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 1 4 項	附則第 1 9 項において準用する附則第 1 4 項
附則第 1 6 項の表第 1 9 条第 3 号の項	附則第 1 5 項	附則第 1 9 項において準用する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の表第 9 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項
附則第 1 6 項の表第 9 8 条第 5 項の項	附則第 1 5 項	附則第 1 9 項において準用する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の	附則第 1 4 項	附則第 1 9 項において

表第 1 0 0 条の 2 第 1 項の項		準用する附則第 1 4 項
附則第 1 6 項の表第 1 0 1 条第 2 項の項	附則第 1 5 項	附則第 1 9 項において準用する附則第 1 5 項
附則第 1 7 項	附則第 1 3 項	次項

20 平成 3 0 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 0 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

21 附則第 1 4 項から第 1 7 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第 1 4 項	前項	附則第 2 0 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 0 年 5 月 1 日
附則第 1 5 項	前項	附則第 2 1 項において準用する前項
	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
附則第 1 6 項の表以外の部分	附則第 1 3 項	附則第 2 0 項
	前 3 項	同項及び附則第 2 1 項において準用する前 2 項
附則第 1 6 項の表第 1 9 条各号列記以外の部分の項	附則第 1 5 項	附則第 2 1 項において準用する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 1 4 項	附則第 2 1 項において準用する附則第 1 4 項
附則第 1 6 項の表第 1 9 条第 3 号の項	附則第 1 5 項	附則第 2 1 項において準用する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の表第 9 8 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項において準用する同条第 4 項

附則第16項の表第98条第5項の項	附則第15項	附則第21項において準用する附則第15項
附則第16項の表第100条の2第1項の項	附則第14項	附則第21項において準用する附則第14項
附則第16項の表第101条第2項の項	附則第15項	附則第21項において準用する附則第15項
附則第17項	附則第13項	附則第20項

- 22 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 23 附則第14項から第17項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項	附則第22項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第15項	前項	附則第23項において準用する前項
	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第16項の表以外の部分	附則第13項	附則第22項
	前3項	同項及び附則第23項において準用する前2項
附則第16項の表第19条各号列記以外の部分の項	附則第15項	附則第23項において準用する附則第15項
附則第16項の表第19条第2号の項	附則第14項	附則第23項において準用する附則第14項
附則第16項の表第19条第3号の項	附則第15項	附則第23項において準用する附則第15項

附則第16項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
附則第16項の表第98条第5項の項	附則第15項	附則第23項において準用する附則第15項
附則第16項の表第100条の2第1項の項	附則第14項	附則第23項において準用する附則第14項
附則第16項の表第101条第2項の項	附則第15項	附則第23項において準用する附則第15項
附則第17項	附則第13項	附則第22項

- 24 旧条例附則第20条の3の3第1項に規定する宅地等に対して課する平成26年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

広島市条例第41号

平成27年6月29日

広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市保育園条例の一部を改正する条例

広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成27年7月20日から規則で定める日までの間、別表大町第二保育園の項中「広島市安佐南区大町西二丁目」とあるのは、「広島市安佐南区古市二丁目」とする。

附則

この条例は、平成27年7月20日から施行する。

広島市条例第42号

平成27年6月29日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号中「ものの住宅」の右に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）」を、「当該部分」の右に「（次号に掲げる建築物の部分を除く。）」を加え、「が当該建築物の住宅の用途に供する部分」を「が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（次号に掲げる建築物の部分を除く。以下

この号において同じ。)」に、「当該建築物の住宅」を「当該建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める。

別表第2の(8)の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

別表第2の(9)の表建築物の用途の制限の項中

- (4) ホテル又は旅館
- (5) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (6) カラオケボックスその他これに類するもの

を

- (4) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (5) カラオケボックスその他これに類するもの

に、

- (3) ホテル又は旅館
- (4) 自動車教習所
- (5) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。）
- (6) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (7) カラオケボックスその他これに類するもの

を

- (3) 自動車教習所
- (4) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。）
- (5) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (6) カラオケボックスその他これに類するもの

に

改める。

別表第2の24の表建築物の用途の制限の項、別表第2の27の表建築物の用途の制限の項及び別表第2の28の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

別表第2の29の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、「(8) 法別表第2(ち)項に掲げる建築物」を削り、

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | (8) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る建築物 |
| 商業・業務地区A | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。
(1) 住宅（住戸数が1のもの（兼用住宅を除く。）に限る。）
(2) ワンルーム形式の住戸の専用面積の合計が、全体の専用面積の3分の2を超える長屋又は共同住宅
(3) 自動車教習所
(4) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。）
(5) 馬投票券発売所又は場外車券売場
(6) カラオケボックスその他これに類するもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設けるものを除く。）
(7) 倉庫業を営む倉庫
(8) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る建築物
(9) 法別表第2(り)項に掲げる建築物 |

を

- (8) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る建築物

に

改め、同表建築物の敷地面積の最低限度の項中「商業・業務地区及び商業・業務地区A」を「及び商業・業務地区」に改め、同表壁面の位置の制限の項中

- ア 建築物又は建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さ（複数の建築物がある場合はその合計）を敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が2分の1以下であるもの
- イ 地盤面からの高さが12メートル以下であるもの
- (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5メートル以上としなければならない。

を

- ア 建築物又は建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さ（複数の建築物がある場合はその合計）を敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が2分の1以下であるもの
- イ 地盤面からの高さが12メートル以下であるもの
- (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は地区計画図に表示する民間緑地境界線までの距離は、1.5メートル以上としなければならない。

に、

- ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの

商業・業務地区A

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）までの距離は、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。
 ア 幅員9メートル以上の道路（イの道路を除く。） 3メートル
 イ 地区計画図に表示するDの範囲に存する道路 10メートル
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物又は建築物の部分に対する前号イの適用については、同号イ中「10メートル」とあるのは、「5メートル」とする。
 ア 建築物又は建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さ（複数の建築物がある場合はその合計）を敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が2分の1以下であるもの
 イ 地盤面からの高さが12メートル以下であるもの
- (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は地区計画図に表示する民間緑地境界線までの距離は、1.5メートル以上としなければならない。
- (4) 前3号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。
 ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分
 イ 立体遊歩道その他これに類するもの
 ウ 道路の境界線又は隣地境界線を挟んで

を